

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

弁護人佐々木哲蔵の抗告趣意のうち、憲法三七条二項違反をいう点は、裁判所が控訴棄却決定に対する異議申立の理由の有無を判断するため事実の取調べをするにあたり、被告人側に立会及び尋問の機会を与えなかつたとしても、同条項に違反するものでないことは、当裁判所の判例（昭和二七年六月一八日大法廷判決・刑集六巻六号八〇〇頁）の趣旨とするところであるから、所論は理由がなく、憲法三一条違反をいう点は、実質は単なる法令違反の主張であつて、適法な抗告理由にあたらぬい。

弁護人鳩谷邦丸の抗告趣意のうち、憲法三七条二項違反をいう点は、上述したとおり、その理由がなく、判例違反をいう点は、原判決は所論判例と相反する判断をしたものとは認められないから、理由がなく、憲法三一条違反をいう点は、実質は単なる法令違反の主張であつて、適法な抗告理由にあらぬい。

よつて、刑訴法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四九年一〇月四日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	関	根	小	郷
裁判官	天	野	武	一
裁判官	坂	本	吉	勝
裁判官	江	里	清	雄
裁判官	高	辻	正	己